

## 江南市農業委員会議事録

別紙の件付議のため、平成29年2月21日午後1時30分より市民文化会館2階特別会議室にて江南市農業委員会を会長招集する。

### 出席委員

- |         |          |
|---------|----------|
| 1 古田みちよ | 2 杉本俊人   |
| 3 齊木勝次  | 4 丹羽昭彦   |
| 5 藤岡和俊  | 6 野呂浩伸   |
| 7 大脇敏彦  | 8 中西孝明   |
| 9 宮地友治  | 10 伊藤十代司 |
| 11 小沢捨雄 | 13 鶴見道秋  |
| 14 稲山久男 | 15 永井弘海  |
| 16 鈴木 孝 | 17 掛布吉根  |
| 18 沢田正隆 | 19 岩井孝之  |
| 20 福田松久 |          |

開 会 午後1時30分

会長（古田みちよ）議長席に着き、出席者19名を確認し会議の成立を告げる本日の議事録署名者に7番大脇委員、16番鈴木委員を指名し議事に入る。

議長（会長） あいさつ。

それでは、只今より、農業委員会総会を開催します。

本日の出席委員は19名です。これにより在任委員の過半数の出席を満たしております。従いまして本会議は成立いたします。

日程第1、本日の議事録署名者は、7番大脇委員、16番鈴木委員にお願いします。

続きまして、日程第2、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申出書許可決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

冒頭ではございますが、総会を始める前に、議案書の訂正箇所が在りました。訂正した議案書を席に配布させていただきましたので、差し替えをよろしくをお願いします。

議案に戻りまして2ページをお願いします。受付番号1番、使用貸借権の設定に関する案件でございます。

申請事由としまして、貸し人は高齢・体調不良・手間不足で耕作困難なため、借り人がそれぞれの農地を借り受け、一層農業に精進するものです。

現在の耕作面積は無く、村久野町で6筆合計2,009㎡を使用貸借して耕作するものです。

今回申請の借り人は、「新規就農者の農地取得についての許可基準」に該当いたしますので、地元農業委員の方々に事前面談を行っていただいた案件でございます。

別紙の農地法第3条の許可判断基準にありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりましたが、受付番号1番の案件につきましては、事務取扱規程に従いまして、地域農業委員の方に現地調査を実施していただきました。各委員からその状況を発表していただきます。

岩井委員、永井委員をお願いします。

岩井委員

1月30日に永井委員と面談を行いました。既にトラクターを購入し、草生えである申請地を耕して土作りをしている状態で、主に玉ねぎを耕作する予定だそうです。年内に作物を売ることが目標とのことでしたが、収量の見込みが甘いことについて指摘しました。申請者は真面目で体力もあ

る印象で、目標に向け楽しんで農業に取り組みたいという姿勢は伝わってきました。

永井委員

岩井委員と同意見です。申請地が草生えの土地であることから、管理してくれることを期待しています。

議 長

それでは、今回の案件について何かご意見・ご質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申出書許可決定について」を承認決定といたします。

続きまして、日程第3、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申出書意見決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

4ページをお願いします。受付番号3番から5番までの3件の申請です。受付番号3番・4番は自己用住宅の建築、5番は共同住宅の建築の案件でございます。

農地の区分につきましては、別表農地転用許可判断基準にありますように、受付番号3番・4番は、街区に占める宅地の割合が40%を超えておりますので、第3種農地と判断されます。

また、受付番号5番については、布袋駅から300m以内であるので、第3種農地と判断されます。

立地基準及び一般基準としまして、別紙農地転用許可判断基準のとおりでございます。許可できると判断されます。

以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請書許可決定について」を承認決定といたします。

続きまして、日程第4、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

6ページをお願いします。受付番号11番から10ページ25番までの15件の申請でございます。

受付番号11番から8ページ19番までは分家住宅の建築、20番は寄宿舎の建築、9ページ21番は資材置場兼駐車場として利用するもの、22番・23番は太陽光発電設備の設置、10ページ24番・25番は駐車場としての一時転用の申請でございます。

農地の区分につきましては、別表農地転用許可判断基準にありますように、6ページ受付番号12番・13番、7ページ15番・17番、8ページ18番から9ページ23番までは、街区に占める宅地の割合が40%以上であるので第3種農地と判断されます。そして、一時転用の受付番号24番・25番を除いたものにつきましては、第2種農地と判断されます。

また、受付番号に※がございます受付番号11番の申請につきましては、昨年2月の農業委員会で農業振興地域整備計画変更に伴う意見決定がなされた案件でございます。

なお、8ページ20番は申請地を駐車場として、9ページ21番は申請地を倉庫として利用しておりましたので始末書が添付された申請書となっております。

第2種農地の許可判断基準の理由としまして、受付番号11番につきましては、申請者は住所地の賃貸住宅に居住していますが、子供の誕生に伴い、現在の住居では狭隘な為、後継者として本家近くにおいて本申請に適

した土地を検討した結果、申請地を新たに取得して分家住宅の建築を計画しました。申請地は本家に近く住み慣れた環境であるので、子育ても安心してできます。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

受付番号14番につきましては、申請者は住所地で居住していますが、家族が増えた事で家財道具が増え、現在の住居では狭隘になるため、本申請地を新たに取得して分家住宅の建築を計画しました。

申請地は周辺住宅が多く、土地形状・面積・接道等条件が良好であるため、申請者にとって最適地であります。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

受付番号16番につきましては、申請者は現在住所地である賃貸住宅に居住していますが、将来子供が生まれると現在の住居は手狭となるため、本申請地を新たに取得して分家住宅の建築を計画しました。

申請地は付近一帯に住宅が建ち、生活環境・立地条件共に整った最適地であります。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

立地基準及び一般基準としまして、別紙農地転用許可判断基準のとおりでございます。許可できると判断されます。

以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議題第5号「農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について」を承認決定といたします。

続きまして、日程第5、議案第6号「江南市農業振興地域整備計画変更に伴う意見決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

11ページをお願いします。農用地区域内の農地転用希望申出一覧表No.1整理番号1番からNo.4の17番までの申出です。

整理番号1番は自己用住宅の建築、整理番号2番から6番までは分家住宅の建築、次ページNo.2の整理番号7番は流通業務施設の建築及び駐車場の設置、整理番号8番は店舗の建築及び駐車場の設置、整理番号9番からNo.3の12番までは駐車場の設置、整理番号13番からNo.4の16番までは太陽光発電設備の設置、整理番号17番は携帯電話無線基地局の設置でございます。

整理番号1、変更する土地は般若町の畑484㎡、変更の目的は自己用住宅の建築です。

申出事由は、現在住所地の賃貸住宅に居住していますが、長女家族との同居を考えると、現在の住居では狭隘なため、生活環境の整っている自己所有地である申出地に自己用住宅の建築を計画しました。

整理番号2、変更する土地は和田町の畑580㎡の内454㎡、変更の目的は分家住宅の建築です。

申出事由は、住所地の賃貸住宅に居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増えた事で、今の住居では狭隘となるため、実家に近い申出地を新たに取得して、分家住宅の建築を計画しました。

整理番号3、変更する土地は松竹町の畑200㎡、変更の目的は分家住宅の建築です。

申出事由は、現在住所地の賃貸住宅に居住していますが、子供の誕生に伴い現在の住居では狭隘になり、本家に近く、本家である母が所有する申出地を借り受けて、分家住宅の建築を計画しました。

整理番号4、変更する土地は小杵町の畑111㎡、139㎡、2筆合計250㎡、変更の目的は分家住宅の建築です。

申出事由は、現在住所地に居住していますが、近く結婚を予定しており、現在の住居では狭隘な為、本家に近い申出地を新たに取得して、分家住宅の建築を計画しました。

整理番号5、変更する土地は和田町の畑564㎡の内298㎡、変更の目的は分家住宅の建築です。

申出事由は、現在住所地の賃貸住宅に居住していますが、子供の成長に伴い、現在の住居では狭隘な為、勤務地及び本家に近い申出地を新たに取得して、分家住宅の建築を計画しました。

整理番号6、変更する土地は前野町の畑177㎡、変更の目的は分家住宅の建築です。

申出事由は、現在住所地の賃貸住宅に居住していますが、子供の成長を考えると、現在の住居では狭隘な為、本家に近い本家である祖母が所有する申出地を借り受けて、分家住宅の建築を計画しました。

整理番号7、変更する土地は五明町の畑462㎡、344㎡と五明町の田433㎡、297㎡、303㎡、467㎡の6筆合計2,306㎡、変

更の目的は流通業務施設の建築及び駐車場の設置です。

申出事由は、一般貨物運送業を営んでいますが、現在の施設及び駐車場は借地であることから、経営基盤の整備と安定を図るため、幹線道路に面した申出地を新たに取得して、流通業務施設の建築及び駐車場の設置を計画しました。

整理番号8、変更する土地は上奈良町の畑、355㎡の内137㎡、443㎡の内234㎡、249㎡の内67㎡、355㎡の内218㎡、443㎡の内209㎡、249㎡の内182㎡、227㎡、52㎡の内42㎡、518㎡の内418㎡の6筆合計1,734㎡、変更の目的は店舗の建築及び駐車場の設置です。

申出事由は、現在コンビニエンスストアを国内に約12,000店舗展開しています。既存店舗が狭小のため、店舗及び駐車場敷地の確保が可能で、幹線道路にも面した集客が見込める利便施設として申出地を借り受け、店舗の移築及び駐車場の設置を計画しました。

整理番号9、変更する土地は上奈良町の畑52㎡の内10㎡、518㎡の内100㎡、2筆合計110㎡、変更の目的は駐車場の設置です。

申出事由は、現在借りている駐車場を隣接地でのコンビニエンスストア移築計画において一部使用希望の申し出があり、計画調整する中で、申出地を新たに借り受けて、駐車場の設置を計画しました。

整理番号10、変更する土地は松竹町の田364㎡、変更の目的は駐車場の設置です。

申出事由は、新たな事業開始に伴い関連工場を設けたことで駐車場スペースが不足したため、隣接地である申出地を新たに取得して、駐車場の設置を計画しました。

整理番号11、変更する土地は木賀東町の田110㎡、変更の目的は駐車場の設置です。

申出事由は、現在駐車場用地が確保されておらず、近年参拝者、祭典及び行事等において近隣住民に路上駐車などで迷惑をかけている状況であるため、近接地である申出地を新たに取得して駐車場の設置を計画しました。

整理番号12、変更する土地は高屋町の田166㎡、493㎡、411㎡、3筆合計1,070㎡、変更の目的は駐車場の設置です。

申出事由は、平成20年5月に開院し、今般、病棟北側で増築工事を着手する予定となり、職員駐車場の不足が想定されることから、申出地を借り受けて、駐車場の設置を計画しました。

整理番号13、変更する土地は後飛保町の田404㎡、変更の目的は太陽光発電設備の設置です。

申出事由は、太陽光発電で電力供給することによる社会貢献や売電による収入を考え、設置条件の良い自己所有地である申出地において太陽光発

電設備の設置を計画しました。

整理番号14、変更する土地は松竹町の畑403㎡と田250㎡の2筆合計653㎡、変更の目的は太陽光発電設備の設置です。

申出事由は、太陽光発電での電力供給による地球環境への配慮や、土地の有効活用が図られることから、自宅に近く管理もし易い日照条件の良好な申出地を借り受けて、太陽光発電設備の設置を計画しました。

整理番号15・16、変更する土地は和田町の畑15番が176㎡、16番が157㎡、変更の目的は太陽光発電設備の設置です。

申出事由は、現在住所地に本社を置き、不動産管理業を主として、太陽光発電事業を営んでいます。更なる事業拡大のため申出地を新たに取得して、太陽光発電設備の設置を計画しました。

整理番号17、変更する土地は小折町の畑1,114㎡の内10㎡、変更の目的は携帯電話無線基地局の設置です。

申出事由は、現存する基地局との連続性を築くことができる面でのサービス拡大と通信・通話品質向上のため、申出地を借り受けて、基地局の設置を計画しました。

整理番号、下の記号◎印は農振除外江南市基準該当であります。これらの土地の場合は、地元農業委員を含む農業委員2名以上の同意を得た、「承諾書」を添付することになっております。

農用地区域除外の要件に該当していますので、事務局としまして承認できると判断されます。

説明は以上でございます。

## 議 長

事務局の説明が終わりましたが、受付番号1番、6番、11番の案件につきましても、江南市基準に該当する案件で事前に地区担当の農業委員には全員同意を得ております。各委員から状況を発表していただきます。

受付番号1番の案件につきましても、野呂委員、大脇委員にお願いします。

## 野呂委員

申出地は一昨年まで耕作されていましたが、昨年からは草生えになっている場所です。自己所有地ということからやむを得ないと判断しました。

## 大脇委員

野呂委員と現地調査を実施しました。近隣に住宅も多く、隣地の承諾を得ていることから承諾できると判断しました。



議 長

続きますて、受付番号6番の案件につきましては、齋木委員、掛布委員  
をお願いします。

齋木委員

現地調査をしたところ、申出地は適切に管理されている畑でした。申出  
地の北側は花を栽培しているハウス、道路を挟んだ西側は住宅、東と南側  
は畑でしたが、家が建ったとしても日照等周囲に影響はなく承諾できると  
考えます。

掛布委員

現地を確認したところ、近隣に住宅もありましたので、承諾できると判  
断しました。

議 長

続きますて、受付番号11番の案件につきましては、鶴見委員、稲山委  
員をお願いします。

鶴見委員

駐車場がなく、近隣住民に迷惑をかけている状況であること、また、参  
拝者の利便性が向上することを考えるとやむを得ないと判断しました。

稲山委員

鶴見委員と同意見です。

議 長

それでは、この件を含みまして今回の案件について何かご意見・ご質問  
はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議題第6号「江南市農業振興地域整備計画変更に伴う意見決

定について」を承認決定といたします。

続きまして、日程第6、議案第7号「農用地区域除外の要件「江南市同意基準」の一部改正に係る意見決定」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

13ページをお願いします。平成28年4月に「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」が施行されたのに伴って、新たに農地利用最適化推進委員の設置が定められました。このことにより、同意承諾書を出して頂く方に、農地利用最適化推進委員を加えた文章に変更するものでございます。

14ページには新旧対照表（案）がございますが、右側が従来の「地元農業委員を含む農業委員2名以上」となっていたものを、左側の「農業委員及び農地利用最適化推進委員のうち2名以上」と改正するものでございます。承認を頂けたら3月の農振協議会に諮ったのち、7月からの新体制の運営に合わせて施行したいと考えております。

以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

（「異議なし」の声あり）

議長

それでは、議案第7号「農用地区域除外の要件「江南市同意基準」の一部改正に係る意見決定」を承認決定といたします。

続きまして、日程第7、「諸般の報告」に移らせていただきます。事務局より説明をお願いします。

事務局

16ページ①でございます。受付番号105番から107番と1番の4件の届出です。全ての届出につきまして、権利の種類は所有権で、権利を取得した事由としまして相続でございます。

17ページ②でございます。受付番号1番から3番までの3件でございます。受付番号1番の転用計画としましては、共同住宅を建築するもので、受付番号2番・3番の転用計画としましては、住宅をそれぞれ建築したものです。

18ページ③でございます。受付番号75番・76番と1番から21ページ8番までの10件の届出です。受付番号75番・76番と20ページ4番から21ページ8番までは、所有権を移転し住宅を建築するもの、18ページ受付番号1番は、使用貸借権で住宅を建築するもの、19ページ受付番号2番・20ページ3番は、所有権を移転し駐車場として利用するものです。

22ページ④でございます。受付番号1番の1件です。1番は願出土地の小机町に居宅が現在あり、現況が農地以外であることを証明するものがあります。

内容は議案書記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局先決により受理いたしました。

以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

議 長

無いようですので、続きまして、日程第8、「その他」に移ります。事務局何かありますか。

事務局

まず、隣地承諾書の取扱いについてです。愛知県行政書士会尾北支部より、現況が農地でない場合の隣地承諾を不要とする旨の要望書が提出されました。これを契機として、農地法が現況主義であることを鑑み、隣接地承諾書の対象範囲については、隣接地農地における現況の「農地性の有無」により個別に判断することとし、これ以外の事由により隣接地承諾書の添付ができない場合は、経緯書によって代えることができるよう、平成29年2月より取扱いを変更しますので、宜しく申し上げます。

次に、農地の斡旋についてです。江南市まちづくり課より生産緑地法に基づき申出のありました土地について斡旋の協力を求める通知書が出ております。土地の所在及び地番については、                    及び                    です。

最後に、次回の予定についてです。今回は農振協議会も予定しておりますので、平成29年3月24日（金）午前9時30分から場所は市民文化会館 特別会議室でございます。以上です。